

商品概要説明書

フリーローン【自遊自財】

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

商品名	フリーローン【自遊自財】
ご利用いただける方	○お借入時の満年齢が 20 歳以上であり、最終償還時の満年齢が 75 歳以下の方 ○安定継続した収入がある方（ただし、専業主婦・パートの取扱いも可能です。） ○生活の本拠が定まっており、函館市内に居住または勤務しているか当 J A 組合員（正組合員・准組合員）の方 ○(株)オリエントコーポレーションの保証が受けられる方 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方
資金使途	○特に限定しません ただし、事業資金は対象外とします。
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内（1 万円単位）とします ただし、専業主婦・パートは 10 万円以上 30 万円以内とします。
借入期間	○6 ヶ月以上 10 年以内とします（6 ヶ月単位）
借入利率	○固定金利型とします。（保証料込み） 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。 ※借入利率は審査の結果により決定させていただきます
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え 6 ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○原則として不要です
保証人	○(株)オリエントコーポレーションの保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です
保証料	○保証料はお借入利率に含まれておりますので、別途保証料は不要です
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料が必要です。 ・返済金額が 1 0 0 万円以上・最終期限まで 6 ヶ月以上の場合 … 5, 0 0 0 円＋消費税 ・返済金額が 1 0 0 万円未満・最終期限まで 6 ヶ月以上の場合 … 3, 0 0 0 円＋消費税 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5, 0 0 0 円＋消費税の条件変更手数料が必要です。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本店金融共済部(電話：0138-46-2323)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、北海道農業協同組合中央会が設置・運営する北海道JAバンク相談所（電話：011-232-5031）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部または北海道JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>札幌弁護士会（電話：011-251-7730）</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび(株)オリエントコーポレーションにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A函館市亀田